

【熊本県氷川町】令和８年熊本地震で被災された方への支援制度一覧

【令和8年9月1日発行】

このたびの熊本地震で被災された皆様に心からお見舞い申し上げます。令和8年8月28日時点で決定（予定）している支援についてお知らせします。
今後の新しい情報については随時、防災無線や町ホームページ、町公式LINE等でお知らせします。

番号	種別	支援メニュー	内容	担当課
1	すまい	緊急修理 	地震により自宅が被災した方へ、被害の拡大を防ぐため、緊急的な処置（屋根等へのブルーシート展張など）を行う制度です。空き家（居住実態のない建物）、すでにお支払い済みの修理、住家以外の建物（物置、倉庫、駐車場など）は対象外となります。 また、県制度との重複申請はできません。 ※修理代金支払い前の方が制度の対象となります。 【これから修理を申し込まれる方（新規申込）】 ・窓口：氷川町災害ボランティアセンター（すばーく 竜北内） 【すでに修理を終えられている方（事後申請）】 ・窓口：建設下水道課 住宅係 または 竜翔センター2階 【受付期間】 令和8年9月27日（日曜日）まで ※詳細につきましては、町ホームページをご覧ください。	【新規申込】 災害ボランティアセンター 080-5066-9251 【事後申請】 建設下水道課 0965-52-5862
2	すまい	応急修理 	地震により自宅が被災し、ご自身の資力では修理が難しいと感じている方に対し、屋根・床・壁・トイレなど日常生活に不可欠な部分の修理を行う制度です。 ■対象 準半壊以上 ■受付窓口 建設下水道課 住宅係または竜北体育センター（竜翔センター2階） ※詳細につきましては、町ホームページをご覧ください。	建設下水道課 0965-52-5862
3	すまい	賃貸型応急住宅（みなし仮設） 	自宅が全壊するなどして住む場所を失い、ご自身で新しい住まいを確保することが難しい方に、熊本県が一般のアパートやマンションを借り上げて、一時的に住んでいただける場所として提供する制度です。 対象となるのは①地震発生日に氷川町内に居住していた方で、②住宅が全壊した方、また住家が半壊し、やむを得ず解体する方です。 ※「 <u>2 応急修理</u> 」を町に申し込む前に賃貸型応急住宅に入居すると、応急修理は利用できなくなります。	建設下水道課 0965-52-5862
4	すまい	建設型仮設住宅（自宅敷地内） 	住宅が全壊するなどして住む場所を失い、ご自身で新たな住まいを確保することが難しい方を対象に、自宅の敷地内に建設型の応急仮設住宅を設置する制度です。 対象となるのは①地震発生日に氷川町内に居住していた方で、②住宅が全壊した方、また住家が半壊し、やむを得ず解体する方③農作物や家畜の管理など、仕事や生活上の事情により、自宅の敷地内で生活をする必要がある方などが対象となります。 詳しくはついでには町ホームページをご覧ください、担当課までお問合せください。	建設下水道課 0965-52-5862
5	すまい	建設型仮設住宅（プレハブ型）	建設型仮設住宅（4団地・合計75戸）の整備を進めています。 詳細が決まり次第、防災無線や町ホームページ等でお知らせします。 入居の対象となるのは、賃貸型応急住宅（みなし仮設）と同じです。 （仮称）宮原防災公園仮設団地：24戸を整備中。9月中旬入居開始予定。 （仮称）新村仮設団地：13戸を整備中。10月上旬入居開始予定。 ※吉本仮設団地・鹿島仮設団地の受付は終了しました。 今後、順次仮設住宅を増設していく予定です。 「 <u>2 応急修理</u> 」との併用はできません。	建設下水道課 0965-52-5862

番号	種別	支援メニュー	内容	担当課
6	すまい	被災家屋等 解体・撤去 (公費解体) 	【申請の受付は、予約制で行います】 混雑を避けるため、申請期間ごとに段階的に予約枠を設けます。 ※まずは、9月15日～10月31日分の予約を受け付けます。 ■予約受付期間：9月15日（火）～10月31日（土）9時～12時、13時～16時 ※当面、土日でも受け付けます。 ■予約受付は、9月7日（月）より開始します。 ■<u>予約方法：電話受付</u> 【申請について】※予約制 ■申請期間：令和8年9月15日（火）～12月25日（金） ■申請場所：竜北体育センター（竜翔センター2階） 【予約・問い合わせ】 <u>申請をご希望の方は、9月7日以降にお電話でご予約ください。</u> ※11月以降の申請予約の開始時期については、改めてお知らせします。	町民課 予約専用電話番号 ①050-6887-2407 ②050-6887-2848 お問い合わせ 050-6877-4469
7	すまい	井戸不具合の 原因調査 	今回の地震により住家の井戸が被災し、井戸の不具合（水が濁っている等）により飲み水が確保できない方を対象に、原因調査（洗浄等）を行います。 ■対象者：次の①～③のすべてを満たす方。 ①氷川町内に住宅用井戸をお持ちの方、②水道（上水道・水道組合）未契約の方、③井戸の不具合（水が出ない・濁る等）で飲みが確保できない方 ■内容：専門の施工業者が自宅に伺い、不具合の原因調査を行います。 ※井戸やポンプの修理を行うものではありません。 ■申込方法：右のQRコードにて申込んでください（24時間申し込めます）→ ■申込期限：令和8年9月30日（水）まで	町民課 0965-52-5851
8	すまい	災害ごみの 受入れ 	竜北グラウンドにて災害ごみを受け入れています。 地震により家庭等で使えなくなった家財等に関り、仮置場に持ち込めます。 ・受付時間　9：00～11：45、13：00～15：45 ※待ち台数が多い場合は、受付時間内でも受付を終了することがあります。 ※当面の間、毎週月曜日は搬出等のため休止します。 その他休止については、随時、防災無線や町ホームページ等でお知らせいたします。	町民課 0965-52-5851
9	すまい	災害ボランティア	家の片づけなど、ボランティアへ依頼できます。お気軽にご相談ください。 ■お手伝い内容　住宅のあとかたづけ、敷地内や住居内の家財撤去など ■受付時間　9：00～16：00 ■依頼方法　お電話でのお申し込みをお願いします。	ボランティア依頼専用番号 ①080-5067-9065 ②080-5066-9504 ③080-5066-9457 ④080-5066-9251
10	資金	災害援護資金の 貸付	世帯主の負傷または住家・家財に被害があった方に対して災害援護資金を貸付けます。 受付開始時期等につきましては<u>現在準備中</u>です。 詳細が決まりましたら、防災無線や町ホームページ等でご案内いたします。	福祉課 0965-52-5852

番号	種別	支援メニュー	内容	担当課
11	資金	被災者生活 再建支援金 	災害により住宅が全壊するなどの著しい被害を受けた方に対して、生活再建のための支援金を支給します。 ※「中規模半壊」以上の方が対象となりますが、「半壊」以上の方も対象となる場合があります。詳しくはホームページをご覧ください。 ■受付場所 竜北体育センター（竜翔センター2階） ■受付時間 9：00～12：00、13：00～16：00	福祉課 0965-52-5852
12	免除	各証明書交付	証明書等の交付手数料を免除します。 【町民課】印鑑登録証、印鑑登録証明書、住民票の写しの交付 【税務課】所得証明書、固定資産名寄帳証明書など税に関する証明	町民課 0965-52-5851 税務課 0965-52-5853
13	免除	下水道料金 	次のとおり下水道使用料を減免します。※減免に係る手続きは不要です。 ・令和8年7月請求分（令和8年6月使用分）における督促手数料の免除 ・令和8年8月請求分（令和8年7月使用分）における基本料金及び超過料金の全額免除 ・令和8年9月請求分（令和8年8月使用分）における基本料金及び超過料金の全額免除	建設下水道課 0965-52-5862
14	免除	マイナンバー カードの再交付	災害によりマイナンバーカードを紛失・破損した場合の再交付手数料を免除します。 ※り災証明書または被災証明書の提示が必要です	町民課 0965-52-5851
15	免除	・医療保険の 窓口負担 ・介護保険サービスの 利用料 ・障害福祉サービスの 利用料	次のいずれかに該当する方は、医療保険の窓口負担や介護保険・障害福祉サービスの利用料について、支払いが不要となります。 ①住家が全半壊又はこれに準ずる被災をした方 ※り災証明書の提示は必要ありません。窓口で申告してください。 ②家計を支えている人が亡くなった、または重いけが・病気になった ③家計を支えている人が行方不明 ④家計を支えている人が仕事・業務を廃止、休業した ⑤家計を支えている人が失業して、現在収入がない 【適用期間】 令和8年11月30日まで	医療保険に関すること 町民課 0965-52-5851 介護保険・障害福祉 サービスに関すること 福祉課 0965-52-5852
16	証明	り災証明書 被災証明書 	り災証明書および被災証明書を交付します。 調査が完了した建物には、調査完了のお知らせとして【調査済証】を掲示します。 調査済証に記載の【発行可能日】以降に、証明書の受取をお願いします。 ※事前申込は不要です。午後は比較的スムーズにご案内できます。 ■場所：竜北体育センター（竜翔センター2階） ※土日祝日も開設しています ■時間：9時～12時、13時～16時（12時～13時の間は窓口を休止しています） ■持参物：調査済証、本人確認ができる書類（マイナンバーカードなど） ※被害状況が分かる写真はデータで提出いただきます。現像する必要はありません。	被害調査に関すること 税務課 0965-52-5853 り災証明発行に関すること 企画財政課 0965-52-5850

【熊本県氷川町】生活支援一覧

令和8年9月1日現在の生活支援についてお知らせします。

今後、追加・変更等ありましたら随時ホームページ等でお知らせします。

町ホームページ▶



番号	種別	支援	内容	担当課
1	物資	飲料 生活用品の 配布	飲料・生活用品の配布をしています。 ■場所 氷川町文化センター、氷川中学校体育館 ■時間 11：00～14：00 ■配布可能な物資 水、パックご飯、アルファ米、パックおかゆ、カップラーメン、レトルト食品、 大人用おむつ、おしりふき、ボディシート、生理用品	総務課 0965-52-7111
2	物資	子育て 物資の配布	ミルク、フォローアップミルク、おむつ、離乳食、おしりふきなど配布しています。 ■場所① 氷川町健康センター ※アレルギーをお持ちの方は事前にご相談ください。 ■時間 8：30～17：15（土日も開所しています） ■場所② 宮原福祉センター ■時間 8：00～20：00（土日も開所しています）	健康センター 0965-52-7154 宮原福祉センター 0965-62-3456
3	保育	一時保育	宮原福祉センター（子育て支援センター）にて一時保育を行っています。 ■場所 宮原福祉センター（子育て支援センター） ■対象 乳幼児から小学生とその家族、妊産婦とその家族 ■時間 8時～18時 ※土日も開所しています	宮原福祉センター 0965-62-3456
4	給水	応急給水	①氷川町役場 ②宮原振興局 ③JA吉野選果場 北側駐車場 給水タンクを常時設置しておりますので、ポリタンクやペットボトルなどの給水容器をご持参のうえ各自お持ち帰りください。	八代生活環境事務組合 0965-62-2049
5	入浴	シャワー 支援・ 入浴支援 （氷川中）	■シャワー支援 （女性）14：00～16：00、18：00～21：00 （男性）16：00～18：00、21：00～22：00 ※受付時間は各終了時間15分前までです。 ■入浴支援 16：00～22：00（最終受付21：30） ※入浴場所はプール横と体育館前の2か所あります。 【ご利用にあたって】 (1)シャワー台数に限りがあるため、時間帯によっては入れない可能性があります。 (2)駐車場は、氷川中グラウンドをご利用ください。 (3)シャンプー及びボディーソープは準備しています。	総務課 0965-52-7111
6	入浴	お風呂の 無料開放	竜北福祉センター（竜翔センター1F）のお風呂を無料開放しています。 ■時間 14：00～22：00 ※月曜日は休館です。	竜北福祉センター 0965-52-5121
7	避難所	母子避難所	お子さんや妊産婦さんのいる家庭が安心して過ごせる避難所です。 ■場所 宮原福祉センター（子育て支援センター） ■対象 妊産婦さんとその家族、18歳未満の子どもとその家族 子どもの生活用品（ミルクやおむつ、おしりふき、離乳食など）ご用意しています。	子育て支援センター 0965-62-3456
8	動物	ペットと 入れる 避難所	ペットと一緒に避難を希望される方のために、ペット同伴で利用できる避難スペースを設けています。 利用にあたっては、ペットは原則ケージで飼育し、避難されている皆さんで協力しながら避難生活を送っていただきます。利用を希望される方は事前にご連絡ください。 ※ペット用のケージなど、入所に必要な備品も貸出できますのでご相談ください。 ■場所 竜北中学校集会所	NPO法人 日本レスキュー協会 080-6938-0071
9	すまい	車両の 無料貸出	今回の地震で被災された方を対象にレンタカーの無料貸出を行っています。 ■場所 竜北福祉センター（竜翔センター1階） ■貸出車両 軽トラック ※最長3日間利用可能（期間中、何度でも利用できます） 片付けや荷物の運搬等にご活用ください。	日本カーシェアリング協会 050-5799-4740